

#### 添付4 充放電設備/外部給電器の申請時に必要となる主な書類（暫定）

○充放電設備/外部給電器について、申請に必要となる具体的な証明書類などの詳細については、本事業実施者より後日公表される予定であり、申請受付開始後（3月上旬～中旬目途）に、それらの書類等をご提出いただき、審査を行った上で、補助対象経費を確定いたします。

○その申請の際に添付頂く書類としては、以下のような証明書類が必要となる予定です。

特に充放電設備の工事については、施行前、施行中、施行後の写真が必要になりますので、必ず撮影をお願いします。証明書類に不備がある場合等、補助金交付の対象とならない場合や、補助対象経費が減額になる場合がありますので、ご注意ください。

（証明書類の例）

- ・充放電設備本体ならびに設置工事の発注から支払いまでの証憑類
- ・発行日付や充放電設備の型式・シリアルナンバー等が記載された、発注書、請求書（内訳書含む）、領収書、保証書等
- ・充放電設備の設置場所ならび設置に伴う配線工事等施工部分の、施行前、施行中、施行後の写真
- ・設置場所見取図、平面図、電気系統図、配線ルート図等工事の詳細に係る書類等
- ・その他購入実績や財産処分管理など必要な書類等

○また、充放電設備の工事への補助については、工事費目毎の補助上限額や、補助対象となる経費・ならない経費を区別するなど詳細な要件が設定される予定ですので、発注された工事費等全てが補助対象になるとは限らないこともご注意ください。

○現在執行中の「令和2年度クリーエネルギー自動車導入事業費補助金」では、法人等向けに充放電設備/外部給電器の補助を実施しております。

○今回の補正予算については、予算成立後に、事業実施者より詳細は公表いたしますが、現在の法人等向けの補助金の際に、ご案内している対象経費の区別や、施行の要部写真の一覧をご紹介します。あくまでご参考での紹介となりますので、同じ書類や手法になるとは限りませんので、実際の申請前には必ず必要書類等を御確認ください。

（ご紹介：法人等向けの「令和2年度クリーエネルギー自動車導入事業費補助金」の応募要領より抜粋）  
ページ2～8 補助対象経費の区分例

ページ9 要部写真の提出資料

### 4-3.V2H充放電設備等設置工事として申告できる工事内容の解説

原則として、センターが承認したV2H充放電設備の定格入出力等、性能を担保する工事を行うことが必要です。また、他用途に利用するための設置工事費は補助対象外となります。

なお、工事項目によっては要件がありますので「4-4 . V2H充放電設備等設置工事の要件」を確認してください。

補助対象とならない主な工事については「4-5 . 補助対象とならない主な設置工事（部材・工事等の事例）」に記載しておりますので合わせて確認してください。

表：工事内容の解説

工事項目 【申告額の計上 項目先番号】	【申告額として計上できる工事内容と費用】	【補助対象とならない 工事（例）】
<b>(1) -①V2H充放電設備設置工事費</b>		
<u>ア. 基礎・据付 工事【A1】</u>	<p>V2H充放電設備本体等を固定する基礎および据付工事の申告（別体（設備構成）である課金機、電源部含む。）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●基礎工事にかかる材料費、労務費 （コンクリート基礎、金属架台、アンカー固定工事）</li> <li>●据付にかかる材料費、労務費</li> <li>●V2H充放電設備設置にかかる重機のレンタル費、回送費（損料含む。）</li> </ul> <p>※屋根または小屋の基礎がV2H充放電設備と一体型（同じ基礎）の場合は、この項目に屋根または小屋の基礎工事に係る費用を計上してください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ V2H充放電設備等の基礎コンクリート強度試験</li> </ul>
<u>イ. 搬入・運搬 工事【A2】</u>	<p>V2H充放電設備本体等を搬入・運搬する費用の申告 （別体（設備構成）である課金機、電源部含む。）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●設置場所までの搬入、運搬費の一部</li> </ul> <p>【補足説明】 離島と離島以外（通常）を選択してください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 資機材運搬や付帯設備等の搬入・運搬</li> </ul>

<p>工事項目 【申告額の計上 項目先番号】</p>	<p>【申告額として計上できる工事内容と費用】</p>	<p>【補助対象とならない 工事（例）】</p>
<p><b>(1) -②電気配線工事費</b></p>		
<p><b>電気配線工事 【A3】</b></p>	<p>V2H充放電設備本体等を稼働させるために必要な電気配線工事の申告（別体（設備構成）である課金機、電源部含む。）</p> <p>●V2H充放電設備回路を構成するケーブル、アース線（幹線含む。）の部材費、労務費</p> <p>【補足説明】</p> <p>・付帯設備（電灯）等の電気配線工事は、それぞれ該当する工事項目に申告してください。</p>	<p>・V2H充放電設備以外の回路を含む幹線</p> <p>・将来用の配線</p> <p>・付帯設備（電灯）で使用する配線ケーブル</p>
<p><b>配管工事 【A3】</b></p>	<p>電気配線工事のケーブル、アース線の保護に必要な配管工事の申告</p> <p>●配管（金属製、合成樹脂製）工事にかかる部材費、労務費</p>	<p>・将来用の配管部材等</p>
<p><b>ブレーカー・切替器工事 【A3】</b></p>	<p>V2H充放電設備本体等を稼働させるために必要なブレーカー・切替器工事の申告</p> <p>●ブレーカー・切替器設置にかかる部材費、労務費</p>	<p>・V2H充放電設備等専用以外の設備負荷が接続されるブレーカー（電灯用のブレーカー等）</p>
<p><b>開閉器盤設置工事 【A3】</b></p>	<p>ブレーカー・切替器を収納するための盤の筐体を申告 原則、V2H充放電設備等専用。ただし、センターが合理的かつ経済的な工事と判断した場合はこの限りでない。</p> <p>●筐体（金属製、合成樹脂製）設置にかかる部材費、労務費</p> <p>●自立式の開閉器盤を設置する場合は、基礎工事にかかる材料費、労務費</p>	<p>・過大なサイズの開閉器盤</p>
<p><b>掘削・埋設工事 【A3】</b></p>	<p>配線工事にかかる掘削、埋設工事の申告</p> <p>●アスファルトや土、砂利等の材料費</p> <p>●掘削、埋設および埋戻しにかかる労務費</p> <p>●掘削、埋設工事にかかる重機のレンタル費、回送費（損料含む。）</p>	<p>・将来用の配管等と併せての掘削、埋設工事</p> <p>・駐車スペースのアスファルト舗装</p>

工事項目 【申告額の計上 項目先番号】	【申告額として計上できる工事内容と費用】	【補助対象とならない 工事（例）】
<b>(1) ー②電気配線工事費</b>		
<u>建柱工事</u> <u>【A3】</u>	引込や架空配線をするために必要な電柱工事の申告  ●電柱設置にかかる部材費、労務費 ●装柱材、支持材の部材や根枷等の材料費、労務費 ●柱の搬入、運搬費 ●高所作業車、建柱車等のレンタル費、回送費（損料含む。）	・V2H充放電設備等専用以外の用途（設備負荷）の配線の中継する柱
<u>ハンドホール設置工事</u> <u>【A3】</u>	長距離を埋設配線するために必要なハンドホール工事の申告  ●ハンドホール設置にかかる部材費、労務費 ●掘削、埋設工事の材料費、労務費 ●ハンドホールの搬入、運搬 ●ハンドホール設置にかかる重機のレンタル費、および回送費（損料含む。）	・V2H充放電設備等以外の配線があるハンドホール
<b>(3)付帯設備設置工事費</b>		
<u>ライン引き工事</u> <u>【A7】</u>	充放電スペースに新たに引くラインの申告  ●充放電スペース1台分のライン引きにかかる材料費、労務費 ●新たにラインを引く目的で既存のライン消しが必要な場合はライン消し工事も補助対象とする ●待機スペースのライン引き工事も補助対象とする	・駐車スペースの枠に関係のないゼブラ線等
<u>路面表示工事</u> <u>【A8】</u>	充放電スペース内に設置する「充放電場所」であることの視認性を高める路面表示の申告  ●路面表示の設置にかかる部材費、労務費	・充放電スペース内の路面塗装

工事項目 【申告額の計上 項目先番号】	【申告額として計上できる工事内容と費用】	【補助対象とならない 工事（例）】
<b>(3)付帯設備設置工事費</b>		
<u>屋根設置工事</u> <b>【A9】</b>	V2H充放電設備本体および別体（設備構成）である課金機、電源部、メンテナンススペースおよび充放電スペースを雨等から保護する屋根の申告  ●屋根の本体費および設置にかかる部材費、労務費 ●屋根を設置するための基礎工事の材料費、労務費	・V2H充放電設備本体およびメンテナンススペースを保護していない屋根
<u>小屋設置工事</u> <b>【A10】</b>	V2H充放電設備本体および別体（設備構成）である課金機、電源部を豪雪・火山灰等から保護する必要がある場合に認める小屋の申告  ●小屋の本体費および設置工事にかかる部材費、労務費 ●小屋を設置するための基礎工事の材料費、労務費	・小屋内部に設置されるヒーター等の備品
<u>防護用部材設置工事</u> <b>【A11】</b>	V2H充放電設備本体および別体（設備構成）である課金機、電源部を保護するU字型・I型防護用部材の申告  ●防護用部材の本体費および設置工事にかかる部材費、労務費 ●防護用部材を設置するための基礎工事の材料費、労務費	・プラスチック製およびゴム製のポール ・駐車場侵入防止のバリカーやチェーン ・車止め
<u>電灯設置工事</u> <b>【A12】</b>	V2H充放電設備本体および充放電スペースを照らす目的で設置する電灯の申告  ●電灯の本体費および設置工事にかかる部材費、労務費 ●電気配線にかかる部材費、労務費	・華美な電灯 ・太陽光発電機で稼働する電灯

<p>工事項目 【申告額の計上 項目先番号】</p>	<p>【申告額として計上できる工事内容と費用】</p>	<p>【補助対象とならない 工事（例）】</p>
<p><b>(4) その他、設置工事にかかる費用</b></p>		
<p><u>雑材・消耗品、 養生費</u> 【A13】</p>	<p>●テープ、ドリルの刃など、雑材・消耗品等の費用 ●養生にかかる費用</p>	<p>・ 交通運搬費や廃材処分費</p>
<p><u>図面作成費</u> 【A14】</p>	<p>●センターが求める図面の作成にかかる費用  【補足説明】 センターが補助する図面は以下の通りです。 ・ 設置場所見取図 ・ 平面図 ・ 電気系統図 ・ 配線ルート図</p>	<p>・ 竣工図面等の作成費</p>
<p><u>レイアウト検討 費【A15】</u></p>	<p>●設置場所へのV2H充放電設備の設置・配置に関する検討にかかる費用  【補足説明】 ・ 一式計上ではなく、レイアウト検討にかかった人工数とその単価を記載してください。</p>	<p>・ 交通費、諸経費等にかかる費用</p>
<p><u>電力会社立会・ 協議費</u> 【A16】</p>	<p>●電力会社との協議、系統連携の立会いにかかる費用  【補足説明】 ・ 一式計上でなく、協議や立会にかかる人工数とその単価を記載してください。</p>	<p>・ 電力会社への申請手続き費用</p>
<p><u>安全誘導員費</u> 【A17】</p>	<p>●設置工事期間中に発生する施設利用者および歩行者等に対する安全管理の目的で配置する安全誘導員の労務費  【補足説明】 ・ 一式計上ではなく、安全誘導にかかる人工数とその単価を記載してください。</p>	<p>・ 現場作業内の安全対策にかかる費用</p>
<p><u>現場監督等の労務費【A20】</u></p>	<p>●補助対象経費の項目（1）～（3）の工事で発生する、現場監督費・世話役等の労務費でセンターが認めたもの  【補足説明】 ・ 一式計上ではなく、現場監督等にかかる人工数とその単価を記載してください。</p>	<p>・ 現場管理費や現場監理費 ・ 諸経費等の現場監督費、世話役等以外の項目</p>

#### 4-4.V2H充放電設備等設置工事の要件

V2H充放電設備等設置工事を申告するにあたり、以下の要件を満たしていない場合は、申請の受付不可または当該工事項目が補助対象とならないことがあります。

##### (1) 基礎・据付工事

- ・ V2H充放電設備メーカーが「取り付け作業指示書」等で指示するV2H充放電設備等本体の基礎サイズの仕様を満たしていること。

##### (2) 電気配線工事

- ・ V2H充放電設備メーカーが「取り付け作業指示書」等で指示するケーブルの仕様を満たしていること。

##### (3) ブレーカー・切替器工事

- ・ V2H充放電設備本体等の性能を担保するブレーカー・切替器を設置すること。

##### (4) ライン引き工事

- ・ 充放電スペースは、幅2.5m×奥行き5mの区画を目安とする。

##### (5) 路面表示工事

- ・ デザインは東京電力登録商標、地方公共団体が策定したものおよびセンターが認めたもの。
  - ・ 寸法は、900mm×900mm以上とする。
  - ・ 計画した充放電スペースの区画内に設置すること。
  - ・ 「待機スペース」を申請する場合は、路面表示として「待機スペース」であることが確認できる記載を必須とする。
- ※待機スペースとは、充放電スペースに近接した「V2H充放電設備」利用のために待機する駐車スペースをいいます。

##### (6) 屋根設置工事

- ・ 屋根の本体は原則、既製品に限る。
- ・ 建ぺい率等の確認は申請者が申請前に行うこと。
- ・ 小屋との同時申請はできない。

##### (7) 小屋設置工事

- ・ 小屋の本体は原則、既製品に限る。
- ・ 建ぺい率等の確認は申請者が申請前に行うこと。
- ・ 屋根との同時申請はできない。

##### (8) 防護用部材設置工事

- ・ 本体は原則、既製品に限る。
- ・ 金属製に限る。
- ・ 地方公共団体等に設置に関する条例等がある場合があるため、申請前に申請者責任において確認すること。

##### (9) 電灯設置工事

- ・ 電灯の本体は原則、既製品に限る。
- ・ V2H充放電設備本体を照らしていること。

#### 4-5.補助対象とならない主な設置工事（部材・工事等の事例）

- ・ 太陽光発電システム（パネル等）の機器、部材、材料費および設置労務費
- ・ V 2 H 充放電設備以外の他用途に利用するための部材費、労務費  
（将来用の配線配管等、申告されたV 2 H 充放電設備以外の工事内容を含んだ工事）
- ・ V 2 H 充放電設備等の稼働試験、電気自動車等のレンタル費用
- ・ 非常用に設置する予備用コンセント
- ・ 監視カメラ等の防犯システム、消火器等の防災設備
- ・ V 2 H 充放電設備等の電力量を測定するメーター等の費用
- ・ 既設駐車スペースのアスファルト舗装（駐車スペースがアスファルトでない場合）
- ・ 区画貫通およびレントゲン撮影等にかかる費用
- ・ 既設V 2 H 充放電設備の撤去や移設、処分等にかかる費用
- ・ その他既存物の撤去や移動、処分等にかかる費用
- ・ 新たに建設予定の建物や駐車場等で、当該施設の一般設備への電力供給を担う分電盤等を設計変更してV 2 H 充放電設備を設置する場合、当該分電盤およびそれに伴う幹線の変更
- ・ 一般管理費、現場管理費・共通仮設費の全部または一部
- ・ 交通費、保険費、福利厚生費
- ・ 写真管理費、客先協議費、申請手続代行費
- ・ 除雪費  
等



5-2 1.要部写真の提出資料

- ・ 交付申請時に必要な写真は撮影時期の施工前に「○」があるものです。
- ・ 交付申請時の要部写真はオンライン申請システムの書類一覧画面「書類NO5600：施工前要部写真」でアップロードしてください。
- ・ 実績報告では施工中に撮影が必要な撮影項目もありますので、申請前や施工前に撮影時期や撮影個所の説明等を確認してください。

項目	写真番号	申告した内容に基づく撮影項目	必須写真 (注1)	撮影時期(注2)			撮影箇所の説明・留意点	実績報告時オンライン申請システムのアップロード先項目名	
				施工前	施工中	施工後			
V2H充放電設備	1	□充電スペース	○	○		○	・充電スペース全景が確認できること	写真_A.充電スペース全景	
	2	□V2H充放電設備本体の設置場所	○	○		○	・V2H充放電設備本体および基礎の設置が確認できること	写真_B.充電設備等設置場所	
	3	□別体_課金機の設置場所	○	○		○	・別体_課金機および基礎の設置が確認できること		
	4	□別体_電源部の設置場所	○	○		○	・別体_電源部および基礎の設置が確認できること		
	5	□V2H充放電設備の銘板写真	○			○	・V2H充放電設備の銘板の記載内容(型式・製造番号等)が確認できること	写真_C.充電設備等銘板	
	6	□別体_課金機・電源部の銘板写真	○			○	・別体_課金機・電源部の銘板(型式・製造番号等)の記載内容が確認できること	写真_C.充電設備等銘板	
	7		■V2H充放電設備側の定格電圧の確認	○			○	・V2H充放電設備側の定格電圧をテスター等で測定していることが確認できること・電圧の測定値が確認できること	写真_D.電圧確認
	8	□電圧・放電確認	■放電確認	○			○	・放電時の稼働状況を表示しているモニターなどの画面を撮影してください(試運転時の写真も可)。	写真_D2.放電確認
	9		■三相の相回転	○			○	・V2H充放電設備側で正回転であることが確認できること(V2H充放電設備が三相の場合のみ)	写真_E.相回転確認
(1)-①V2H充放電設備設置工事	10	□V2H充放電設備の基礎			○		・スケール等により基礎の寸法(縦×横×高さ)が確認できること(写真は複数枚提出可)	写真_F.充電設備等の基礎	
	11	□別体_課金機の基礎			○		・スケール等により基礎の寸法(縦×横×高さ)が確認できること(写真は複数枚提出可)		
	12	□別体_電源部の基礎			○		・スケール等により基礎の寸法(縦×横×高さ)が確認できること(写真は複数枚提出可)		
(1)-②電気配線工事	13		■キュービクル・配電盤の外観			○	・受電元であるキュービクル・配電盤の外観全体が確認できること	写真_J.開閉器盤	
	14	□受電元(キュービクル・配電盤)	■キュービクル・配電盤の内部			○	・受電元であるキュービクル・配電盤の内部全体が確認できること		
	15		■キュービクル・配電盤の専用回路、切替器	○		○	・V2H充放電設備の専用回路を接写し単独で撮影しブレーカー容量や型式等が確認できること ・切替器を申告した場合は切替器の容量(A)の確認ができること	写真_I.ブレーカー・切替器	
	16	□受電元(分電盤・引込開閉器盤)	■分電盤・引込開閉器盤の外観			○	・受電元である分電盤・引込開閉器盤の外観全体が確認できること	写真_J.開閉器盤	
	17	※V2H充放電設備専用の場合は、上位(1次側)の受電元の写真の添付が必要	■分電盤・引込開閉器盤の内部			○	・受電元である分電盤・引込開閉器盤の内部全体が確認できること		
	18		■分電盤・引込開閉器盤の専用回路、切替器	○		○	・V2H充放電設備の専用回路を接写し単独で撮影しブレーカー容量や型式等が確認できること ・切替器を申告した場合は切替器の容量(A)の確認ができること	写真_I.ブレーカー・切替器	
	19	□手元開閉器盤	■手元開閉器盤の外観	○		○	・受電元である手元開閉器盤の外観全体が確認できること	写真_J.開閉器盤	
	20	※設置した場合は、手元開閉器盤の上位(1次側)となる受電元の写真の添付が必要(既設・増設・新設含む。)	■手元開閉器盤の内部	○		○	・受電元である手元開閉器盤の内部全体が確認できること		
	21		■手元開閉器盤の専用回路、切替器	○		○	・V2H充放電設備の専用回路を接写し単独で撮影しブレーカー容量や型式等が確認できること ・切替器を申告した場合は切替器の容量(A)の確認ができること		
	22	□配線配管工事	■架空			○	・支持点の設置が確認できること・架空配線の状況が確認できること	写真_G.配線状況 写真_H.配管状況	
	23	※配線工事は、実線が撮影されていること	■露出配線			○	・代表的な露出配管(配線)の状況が確認できること		
24		■埋設配線			○	・代表的な埋設配管(配線)の状況が確認できること(埋設経路の中間地点を撮影すること)			
25	□埋設工事				○	・スケール等により埋設の寸法(幅×深さ)が確認できること(写真は複数枚提出可) ・埋設工事の全景が確認できること	写真_K.掘削・埋設		
26	□引込柱・建柱等				○	・設置された引込柱や建柱の全体が確認できること※新規で設置された引込柱や建柱については全て提出すること	写真_L.建柱		
27	□ハンドホール				○	・設置されたハンドホールの全体が確認できること※新規で設置されたハンドホールは全て提出すること	写真_M.ハンドホール		
(3)付帯設備	28	□駐車スペースのライン引き				○	・ライン引きの全体が確認できること	写真_S.ライン引き	
	29	□路面表示	○			○	・路面表示の全体が確認できること(待機スペース含む)	写真_T.路面表示	
	30	□屋根	■屋根の設置完了	○		○	・屋根の正面から全体が確認できること	写真_U.屋根	
	31		■基礎	○		○	・支柱部分の基礎が確認できること(4柱の場合は複数枚提出可)		
	32		■小屋の設置完了	○		○	・小屋の正面から全体が確認できること	写真_V.小屋	
	33	□小屋	■小屋の内部写真			○	・小屋の内部が確認できること		
	34		■基礎			○	・小屋の基礎部分が確認できること(全体写真で確認できる場合は提出不要)		
	35	□保護用部材	■保護用部材の設置完了	○		○	・V2H充放電設備保護用部材の正面から全体が確認できること	写真_W.防護用部材	
	36		■基礎			○	・V2H充放電設備保護用部材の基礎が確認できること(全体写真で確認できる場合は提出不要)		
	37	□電灯	■電灯の設置完了			○	・電灯の正面(側面)から全体が確認できること	写真_X.電灯	

注1：必須写真：補助対象経費および申告の有無にかかわらず、設置する場合は提出が必須になります。

注2：撮影時期：施工前…交付申請時に提出、施工中…施工中に撮影が必要で実績報告時に提出、施工後…施工後に撮影が必要で実績報告時に提出